2　競争参加資格

⑴　国立大学法人筑波大学財務規則施行規程（平成16年法人規程第25号）（以下「財務規程」という。）第46条及び第47条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第46条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　開札時において、文部科学省における令和５、６年度の建築一式工事の一般競争参加者の資格を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、1,200点以上であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　総合評価の評価項目に示す企業の施工能力の「同種工事の施工実績」及び「工事成績」、配置予定技術者の能力の「同種工事の施工経験」及び「工事成績」の欠格に該当しないこと（入札説明書参照）。

⑸　平成19年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造地上３階建以上かつ１棟当たり延べ面積1,300㎡以上の建物の解体工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）ただし、経常建設共同企業体の場合にあっては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・一級建築士の資格を有する者

・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

②　平成19年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記⑸に掲げる工事を施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、経常建設共同企業体の場合にあっては、構成員のうち一者の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑤　経常建設共同企業体の場合の上記②ただし書きの記述に該当する者以外の者についても、上記①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置できること。

⑺　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は国立大学法人筑波大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照））。

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと（入札説明書参照）。

⑾　建設業法施行規則第18条の２に定める経営事項審査を受審していること。

3　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　入札参加者は、「価格」、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次のア、イの要件に該当する者のうち、⑵③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ア　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点、「加算点」は最高21点とする。

②　「加算点」の算出方法は、下記⑶①及び②の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。

③　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と②によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

⑶　評価項目　評価項目は以下のとおりとする（詳細は入札説明書による。）。

①　企業の技術力

・企業の施工能力

・配置予定技術者の能力

②　企業の信頼性・社会性

・法令遵守（コンプライアンス）

・地域精通度

・ワーク・ライフ・バランス等の推進

4　入札手続等

⑴　担当部局　〒305―8577 茨城県つくば市天王台１－１－１　国立大学法人筑波大学施設部　施設企画課工事・経理係　電話番号029―853―2282

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　令和５年３月１日（水）から令和５年３月22日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の９時00分から17時00分まで。上記⑴に同じ。

文部科学省電子入札システムホームページ（https://portal.ebid02.mext.go.jp/top/）よりダウンロードすること。入札説明書等の交付に当たっては無料とする。

⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法　令和５年３月２日（木）から令和５年３月22日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の９時00分から17時00分まで。上記⑴に同じ。電子入札システムにより提出すること。なお、発注者の承諾を得た場合は、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期間内必着。）すること。（電子メール又はファクシミリによる提出は認めない。）

⑷　入札保証金の納付等及び関係書類の提出期間、場所及び方法　令和５年３月２日（木）から令和５年４月10日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の９時00分から17時00分まで（ただし、提出期間の最終日は15時00分まで。）。上記⑴に同じ。持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期間内必着。）すること。（電子メール又はファクシミリによる提出は認めない。）

⑸　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、令和５年４月10日（月）15時00分までに、電子入札システムにより提出すること。なお、発注者の承諾を得た場合は、上記⑴に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期間内必着。）すること。（電子メール又はファクシミリによる提出は認めない。）開札は、令和５年４月11日（火）10時00分　国立大学法人筑波大学本部アネックス棟２階施設部会議室において行う。

5　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　納付。ただし、利付国債の提供又は銀行等の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。なお、落札